

包括連携協定の締結先と内容の違いが分かるもの

企画経営部 政策推進課

1 企業

番号	締結先	締結日	連携・協力事項
1	第一生命保険株式会社	R2. 9. 17	(1)健康増進・介護予防に関すること。 (2)社会参加・雇用・いきがづくりに関すること。 (3)高齢者の支援に関すること。 (4)情報発信に関すること。 (5)エイジフレンドリーシティの取組の推進に関する こと。 (6)その他、両者が協議し、必要と認めること。
2	大塚製薬株式会社	R3. 1. 20	(1)エイジフレンドリーシティの取組の推進に関する こと。 (2)健康維持・増進に関すること。 (3)スポーツ振興に関すること。 (4)防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること。 (5)その他、両者が協議し、必要と認めること。
3	株式会社セブン-イレ ブン・ジャパン	R3. 1. 27	(1)エイジフレンドリーシティの取組の推進に関する こと。 (2)多様性を認める社会の推進に関すること。 (3)環境保全に関すること。 (4)地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること。 (5)市政情報の発信に関すること。 (6)その他、相互に連携、協力することが目的の達成 に寄与すると認められる事項に関すること。
4	明治安田生命保険相 互会社	R3. 6. 24	(1)高齢者をはじめとした市民の QOL の向上に関する こと。 (2)市民の健康づくりに関すること。 (3)結婚・出産・子育ての支援に関すること。 (4)産業・観光振興の支援に関すること。 (5)その他、両者が協議し、必要と認めること。
5	総合警備保障株式会 社 (ALSOK)	R3. 12. 22	(1)防犯意識の啓発に関すること。 (2)地域の安全・安心に関すること。 (3)災害時における支援に関すること。 (4)その他、両者が協議し、必要と認めること。
6	生活協同組合コープ こうべ	R4. 1. 25	(1)環境にやさしいまちづくりに関すること。 (2)暮らしの安心・安全に関すること。 (3)市民の学習の場づくりに関すること。 (4)多様性のあるまちづくりに関すること。 (5)若者の自己実現やキャリア形成の支援に関するこ と。 (6)食を通じた健康増進の取組に関すること。 (7)その他、両者が協議し、必要と認めること。

7	ネットヨタ神戸株式会社	R4. 1. 28	(1)子どもたちの職場体験に関する事 (2)災害時における支援に関する事 (3)スポーツの振興に関する事 (4)移動支援サービスに関する事 (5)交通安全の啓発に関する事 (6)イベントを活用した地域活性化に関する事 (7)環境にやさしいまちづくりに関する事 (8)その他、両者が協議し、必要と認める事
8	三井住友海上火災保険株式会社	R4. 2. 8	(1)地域産業の振興・経営者支援・民間事業者のSDGs推進に関する事 (2)交通安全の啓発に関する事 (3)被災者の生活再建に向けた支援に関する事 (4)認知症の方の見守りに関する事 (5)人材育成や福利厚生に関する事 (6)その他、両者が協議し、必要と認める事

2 大学

番号	締結先	締結日	連携取組項目
1	関西学院大学	H16. 2. 29	(1)人材育成に関する事項。 (2)まちづくりに関する事項。 (3)芸術・文化の育成・発展に関する事項。 (4)産業振興に関する事項。 (5)学術・研究に関する事項。 (6)その他、両者が必要と認める事項に関する事項。
2	甲子園大学	H25. 9. 30	(1)人材育成に関する事。 (2)まちづくりに関する事。 (3)健康増進、食育など市民生活の充実に関する事。 (4)産業の活性化に関する事。 (5)教育、文化の振興に関する事。 (6)その他、両者が協議して必要と認める事項に関する事。
3	武庫川女子大学	R3. 2. 15	(1)まちづくりに関する事。 (2)人材育成に関する事。 (3)学術・研究に関する事。 (4)教育、文化・芸術、スポーツの振興に関する事。 (5)子育て支援、健康増進、社会福祉、生涯学習など市民生活の充実に関する事。 (6)産業の振興及び活性化に関する事。 (7)防災、安全・安心に関する事。 (8)その他、両者が協議して必要と認める事項に関する事。

※企業、大学ともに令和4年（2022年）2月24日現在の締結状況